

・議事（２） 訪問型サービスA 従事者養成研修について

昨年4月からの訪問型サービスAの実施にあたり、本市では当サービスの従事者を養成するための研修を実施しているが、現状では当サービスを利用する方がまだ少なく、事業所において積極的な雇用に向けた動きが見られない状況である。

当研修は訪問型サービスAへの従事を目的としたものではあるが、研修修了者の就業の機会が減少してしまうことから、本市としては、当研修の修了者に対し、当サービスだけでなく、他の介護サービスの就業先も紹介することで、介護人材のすそ野を広げていくことはできないかと考えている。

1 訪問型サービスAの利用者数・養成研修修了者数

サービス利用者数（延）	42人	研修修了者数	33人
サービス利用者数（実）	7人	上記のうち訪問介護事業所への就業者数	2人

2 訪問介護における人材確保対策に関する直近の国の動向

○平成29年12月18日付 社会保障審議会介護給付費分科会発出
平成30年度介護報酬改定に関する審議報告 抜粋

・生活援助中心型の担い手の拡大

訪問介護事業所における更なる人材確保の必要性に対応するため、身体に直接触れる身体介護について、自立支援の機能を高めることも踏まえて、介護福祉士等を中心に担うこととする。生活援助中心型については、必要な量を確保するために人材の裾野を広げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、現在の訪問介護員の要件である130時間以上の研修は求めないが、生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修を修了した者が担うこととする。

このため、新たに生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等に対応した研修課程を創設することとする。その際、研修のカリキュラムについては、初任者研修のカリキュラムも参考に、観察の視点や認知症高齢者に関する知識の習得を重点とする。

また、訪問介護事業所ごとに訪問介護員等を常勤換算方法で2.5以上置くこととされているが、上記の新しい研修修了者もこれに含めることとする。

この場合、生活援助中心型サービスは介護福祉士等が提供する場合と新研修修了者が提供する場合同じが生じるが、両者の報酬は同様とする。

なお、この場合、訪問介護事業所には多様な人材が入ることとなるが、引き続き、利用者の状態等に応じて、身体介護、生活援助を総合的に提供していくこととする。

3 論点

- ・ 国が新たに設ける生活援助のみの資格についての情報がわかり次第、また、先に実施した新しい総合事業に関するアンケート調査の結果を踏まえ、当研修の実施～就業先の紹介に至るまでの流れを見直すこととしてよろしいか。